

競争評価チェックリスト

法律又は政令の名称：犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第7条第1項第1号
タ

規制の名称：取引時確認が必要となる仮想通貨交換業者の取引の敷居値の引下げ

※ 規制の名称（規制の単位）については、規制の事前評価書と同じにする。一つの評価書に複数の規制が含まれる場合には、規制ごとにそれぞれチェックリストを作成する。

規制の区分：新設、改正（拡充）、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

案の区分：代替案

担当部局：金融庁企画市場局総務課調査室

評価実施時期：令和2年1月14日

（1）事業者の数の制限

問1：規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本規制は、仮想通貨交換業者が取引時確認を行っていない顧客との間で、仮想通貨の交換等を行うことを禁止するものであり、許認可等を要するものではない。

問2：規制が、事業者が活動する地理的範囲を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本規制は、仮想通貨交換業者が取引時確認を行っていない顧客との間で、仮想通貨の交換等を行うことを禁止するものであり、事業者が活動する地理的範囲を制限するものではない。

問3：規制が、既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きいコストを負担させるか、又は新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させるか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本規制は、仮想通貨交換業者が顧客との間で10万円（改正前は200万円）を超える仮想通貨の交換等を行う際に取り時確認を義務付けるものであり、既に仮想通貨交換業者として登録を受けている者にも新たに仮想通貨交換業者になろうとする者にも等しく課される規制であるため、既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きいコストの負担や、新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させる

ことはない。

(既に仮想通貨交換業者として登録を受けている者が一見顧客を相手に仮想通貨の交換等を行う事業を開始しようとする場合と、新たに仮想通貨交換業者になろうとする者が一見顧客を相手に仮想通貨の交換等を行う事業を開始しようとする場合とでコストに変わりはない。)

(2) 事業者の競争手段の制限

問1：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本規制は、仮想通貨交換業者が取引時確認を行っていない顧客との間で、仮想通貨の交換等を行うことを禁止するものであり、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限するものではないため。

問2：規制が、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本規制は、仮想通貨交換業者が取引時確認を行っていない顧客との間で、仮想通貨の交換等を行うことを禁止するものであり、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するものではないため。

問3：規制が、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本規制は、仮想通貨交換業者が取引時確認を行っていない顧客との間で、仮想通貨の交換等を行うことを禁止するものであり、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するものではないため。

(3) 事業者の競争回避的行動の誘発

問：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本規制は、仮想通貨交換業者が取引時確認を行っていない顧客との間で、仮想通貨の交換等を行うことを禁止するものであり、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものではないため。

(4) 需要者が利用できる情報・選択肢の制限

問：規制が、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本規制は、仮想通貨交換業者が取引時確認を行っていない顧客との間で、仮想通貨の交換等を行うことを禁止するものであり、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するものではないため。

結論

上記(1)～(4)を踏まえると、本規則は、競争状況に負の影響を及ぼすものではない。

※ 上記(1)～(4)を踏まえ、競争状況への影響についての最終的な評価を記載する。競争に負の影響を及ぼす可能性があるとなった場合には、評価内容を規制の事前評価書に記載する(本案は「4 副次的な影響及び波及的な影響の把握」の欄、代替案は、「6 代替案との比較」の欄)。